

災害時における支援協力に関する協定書

新庄市（以下「甲」という。）と八向興業株式会社（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水雪害その他の災害（以下「災害」という。）が新庄市で発生し、若しくは発生する恐れがある場合においては、甲が行う災害対策活動に乙が支援協力をするることにより、新庄市内における災害の未然防止、被害の拡大防止、早期復旧を行うことを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 乙が掲げるとおりとする。

- （1）人命救助・被害拡大防止等に必要な建設機械等の提供
- （2）管理する資材等で災害活動に必要な物の提供
- （3）建設機械等の操作及び災害応急活動に必要な技術員の派遣

（支援協力の要請）

第3条 甲は新庄市内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害対策業務において必要が生じた場合は、別記様式により乙に支援協力を要請する。ただし特に緊急を要する場合は、口頭・電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、甲からの支援協力の要請を受けた場合は、特別の事情がない限り、甲の指導を受け、支援活動を実施するものとする。ただし、甲の指導を受けられないときは、乙自ら前条の支援要請に従って実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援活動を実施した場合は、次に掲げる事項について書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）支援活動を実施した会員名、支援場所及び支援活動内容
- （2）支援活動を実施した会員別人数及び実施時間
- （3）支援活動に使用した建設機械、車輛等の数量及び使用時間
- （4）その他支援活動の報告に必要な事項

（経費の負担）

第6条 支援活動に要する経費は、甲が負担するものとする。

（情報の交換等）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るために、相互の情報交換を行うとともに、必要な連絡調整及び訓練に努めるものとする。

乙は、甲の災害時への対応を支援するため、平常時から災害時の連絡体制を把握し、甲に報告するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力は持続するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年9月2日

甲 新庄市沖の町10番37号

新庄市長

山尾順紀



乙 新庄市大字升形1664

八向興業株式会社

代表取締役

早坂清司

